

介護職員等負担軽減支援アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービス事業所等（以下「事業所等」という。）のデジタル化及び職員の負担軽減を進めるための専門知識を有するアドバイザーを事業所等に派遣し、助言を行うことで、介護ロボット・ICT機器等（以下「ICT機器等」という。）の実装や業務改善につなげるとともに、当該業務により把握した事業所等が抱えている課題やその課題に対するICT機器等を活用した解決策を市内事業所等へ情報共有することで、ICT機器等導入の加速化、介護人材の確保・定着、介護現場の生産性向上、職員の働きやすい環境整備を図ることを目的として、介護職員等負担軽減支援アドバイザー派遣事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 介護保険法に基づきサービスを提供する施設・事業所をいう。
- (2) アドバイザー 事業所等のデジタル化及び職員の負担軽減を進めるための専門知識と経験を有し、事業所等の抱える課題に対し、課題の検証及びその解決に向けた助言を行う者をいう。
- (3) ICT機器 介護ソフト・情報端末・通信環境機器など、通信技術を活用した情報機器をいう。

(対象)

第3条 本事業の対象は、福山市内に所在する事業所等とする。

(事業の内容)

第4条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業所等へのアドバイザーの派遣及び助言
- (2) 当該業務により把握した事業所等が抱えている課題やその課題に対するICT機器等を活用した解決策の市内事業所等への情報共有

(申込)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する事業所等は、あらかじめ「介護職員等負担軽減支援アドバイザー派遣事業申込書」により、市長に申し込むものとし、「介護職員等負担軽減支援アドバイザー派遣事業 事前確認シート」を添えて、提出するものとする。

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の規定によるアドバイザーの派遣の申込があったときは、その内容を確認したうえ、派遣の可否について、「介護職員等負担軽減支援アドバイザー派遣事

業申込結果通知書」により、当該事業所等に通知するものとする。

(申込の取下)

第7条 第5条の規定による申込を行った事業所等が当該申込を取り下げる場合は、市長が当該決定をするまでに、「介護職員等負担軽減支援アドバイザー派遣事業申込取下書」を市長に提出しなければならない。

(事業所等の対応)

第8条 アドバイザーの派遣を受ける事業所等は、アドバイザーの活動が円滑に行われるよう協力するとともに、アドバイザーから要請があったときは、意見交換に応じるものとする。

(アドバイザー業務)

第9条 アドバイザーは、事業所等を訪問し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業所等の現状把握
- (2) 事業所等の管理者又は従事者との意見交換
- (3) 事業所等の課題の抽出・検証
- (4) ICT機器等を活用するための助言
- (5) 課題解決のためのICT機器等のデモンストレーション等
- (6) (5)で事業所等が体験したICT機器等の評価・検証
- (7) ICT機器等の事業所等への導入準備に対する助言
- (8) その他、課題解決のための助言

2 アドバイザーは、前項各号の活動を円滑に行うため、事業所等との連携を図る等の調整に努めなければならない。

3 アドバイザーは、本業務の実施内容等を事業所等ごとにまとめ、各事業所等への派遣終了後、「介護職員等負担軽減支援アドバイザー派遣事業実施状況報告書」により30日以内に市長に提出しなければならない。

4 アドバイザーは、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、業務の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(実施状況の活用)

第10条 市長は、前条の規定により報告された内容を本市の介護サービスの質的な向上に繋がるよう活用に努めなければならない。

(実施状況の公表等)

第11条 市長は、本事業の実施状況を取りまとめ、当該業務により把握した事業所等が抱えている課題や、その課題に対するICT機器等を活用した解決策を市内事業所等へ

情報共有するものとする。

また、当該派遣を受け入れた事業所等は、情報共有に当たって市と協力して実施するものとする。

(事業の委託)

第12条 市長は、この事業の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる法人に委託して行うことができる。

(庶務)

第13条 介護職員等負担軽減支援アドバイザー派遣事業の庶務は、介護保険課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）5月20日から施行する。